

水道事業給水規則

第1章 総 則

第1条（規則の目的）

この規則は平和観光開発株式会社で行う水道事業の給水についての料金及給水装置工事の費用負担、その他給水条件並に給水の適正を保持するために必要な事項を定める事を目的とする。

第2条（給水の範囲）

本規約による給水は、平和観光開発株式会社の平和郷分譲地内、共益会員に対しこれを行う。

第3条（用語の定義）

この規則の用語は次の定義による。

1. 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれを直結する給水用具をいう。
2. 「住宅用」とは、平和郷内住宅において使用するものをいう。

第4条（給水装置の種類）

給水装置は次の二種とする。

1. 専用給水装置 1戸又は1世帯で専用するもの。
2. 私設消火栓 消防用に使用するもの。

第5条（給水装置の所有者）

給水装置の所有者は本給水区域内に住宅を所有するものでなければならない。

第6条（専用給水装置の用途別）

専用給水装置における給水の用途別は次のとおりとする。

1. 家事用水 別荘・住宅家事用に使用するもの。
2. 営業用水 各種の営業又は職業用に使用するもの。
3. 団体用水 官公署、学校などの団体及び会社の保養所などに使用するもの。
4. 特別水 前各号のほか、臨時又は特別に使用するもの。

第7条（給水装置の管理）

給水装置の使用人は水が汚染されることのない様、給水装置を管理し供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めた時は、直ちに修理その他必要な処置を会社に申出なければならない。

第8条

給水装置の使用人は直結してポンプその他近隣の水圧を低下するおそれのある設備を取付けてはならない。

第9条

給水装置の使用人は水槽、流し、その他水を入れ又は受ける器具施設に受水する場合水が逆流して本管を汚染させる恐れのない様にしなければならない。

第10条

給水装置の使用人はその家族、同居人、使用人その他の従業員等の行為についてもこの規則に定める責を負わなければならない。

第11条

給水装置の所有者が平和郷内に居住しないとき、又は長期間滞在しないときは管理事務所にその旨を申出なければならない。

第2章 給水装置工事及び費用

第12条

給水装置の新設及び増設改造及び撤去工事（以下工事という）をしようとする者は、予め会社に申込まなければならない。

2. 前項の申込みに当り必要と認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

第13条（給水装置の工事の費用負担）

給水装置工事の費用は当該給水装置を新設、増設、改造及び撤去しようとする者の負担とする。

第14条（給水装置の施行）

給水装置工事の設計及び施行は申込によって、会社が行う。但し、止水栓以下の給水工事の設備及び施行は会社の許可を得て、給水装置公認工事店（以下「公認店」という）が施行する事が出来る。

2. 前項但し書の規定により公認店が設計及び工事をする場合は、予め会社の設計審査及び使用材料についての検査を受け、かつ工事竣工後直ちに会社の工事検査を受けなければならない。前項に定める検査については、手数料を徴収する。

第15条（工事の算出方法）

会社が施行する給水装置工事の費用は次の合計額とする。

1. 設 計 費
2. 材 料 費
3. 労 力 費
4. 道路復旧費
5. 工事監督費
6. 間 接 経 費

2. 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とする時は、その費用を加算する。
3. 前各号に規定するもののほか工事費の算出に関して必要な事項は別に会社が定める。

第16条（水道分担金の納入）

給水装置工事の費用は申込者各人よりこれにかわるものとして水道分担金を納入する。水道分担金は、水道引込管のサイズに応じて時価で定める。

第17条

会社は配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときには当該給水装置の所有者の同意がなくても会社が施行し、その費用は会社が負担する。

第3章 給 水

第18条（給水の原則）

給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上、その他止む得ない事情又は、この原則の規定による場合のほか制限し又は停止することはない。

2. 給水を制限又は停止しようとするときには、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。但し、緊急、止むを得ない場合はこの限りではない。
3. 第2項の規定による給水の制限又は停止の為損害を生じる事があっても会社はその責を負わない。

第19条（水道メーターによる計算）

- ①給水量は会社の水道メーター（以下メーターという）により計算する。但し、会社が必要ないと認めた時はこの限りではない。
- ②メーターは、給水装置に設置しその位置は会社が定める。
- ③メーターは会社が定めた以外のものを使用してはならない。

第20条（メーターボックスの設置）

メーター及びメーターボックスは、給水装置の所有者又は利用者に保管させる。

2. 前項の保管者は善良なる管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
3. 保管者が前項の管理業務を怠ったためにメーターを忘失又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
4. メーター器は会社が定めた以外のものを使用してはならない。
5. 羽鳥湖高原平和郷については積雪地域の為、弊社指定の隔測表示水道メーター器を取付けなければならない。

第21条（届出の義務）

水道使用者などは次の各号の一に該当する時は予め会社に届出なければならない。

1. 水道利用を開始するとき
2. 水道の使用をやめる時
3. 用途を変更する時
4. 消防演習に私設消火栓を使用する時
5. 臨時用に使用する時

第 22 条

給水装置の使用者、所有者は次の各号の一に該当する場合は直ちに会社に届出なければならない。

1. 前使用者の給水装置の使用についての権利義務を継承し、引き続いて使用するとき。
2. 消火栓を消火に使用した時。
3. 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

第 23 条（私設消火栓の使用）

私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほかは使用してはならない。

2. 私設消火栓を消防の演習に使用する時は、会社の指定する係員の立会を要す。
3. 私設消火栓は火災又は非常の場合の使用は何人も拒むことができない。

第 24 条（給水装置及び水質の検査）

会社は給水装置又は給水する水の水質について、定めによる検査を行わなければならない。

第 4 章 料金及び手数料

第 25 条（料金の支払義務）

水道料金（以下料金という）は、水道の利用者から徴収する。

第 26 条（料金）

料金は次の通りとする。

1. 専用給水量

種類

- ・ 家事用（6 か月毎請求）

基本料金：6 ヶ月あたり 30 m³迄 13,200 円（本体価格 12,000 円）

超過料金：超過 1 m³毎 440 円（本体価格 400 円）

- ・ 営業用、団体用（6 か月毎請求）

基本料金：1 ヶ月あたり 50 m³迄 11,000 円（本体価格 10,000 円）

超過料金：超過 1 m³毎 220 円（本体価格 200 円）

大口使用の場合は 1 m³毎 330 円（本体価格 300 円）とする。

2. 私設消火栓を公共の為に使用した時の料金は消火栓 1 個 1 回につき 1,100 円（本体価格 1,000 円）とし、1 回の使用時間は 10 分以内とする。

第 27 条（料金の算定）

料金は定例日（料金算定の基準日として予め会社が定めた日をいう）にメーター点検を行い、その日の属する月分として算出する。

但し、止むを得ない理由があるときは、会社は定例日以外の日に点検を行うことが出来る。

第 28 条（使用水量及び用途の認定）

会社は次の各号の一に該当する時は、使用水量及びその用途を認定する。

1. メーターに異状があった時。
2. 料率の異なる 2 種以上の用途に水道を使用する時。
3. 使用水量が不明の時。
- 4.

第 29 条（月の途中における料金の算定）

月の途中において水道の利用を開始し、又は中止したときの料金は次の通りとする。

1. 月内で 1 日でも利用あればひと月として計算とする。
2. 月の途中においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

第 30 条（手数料）

手数料は次の各号の区別により申込者から申込みの際、これを徴収する。但し、会社が 特別の理由があると認めた申込者からは申込後徴収する事が出来る。

1. 第 14 条の給水装置工事竣工検査をするとき 1 件につき 2,200 円(本体価格 2,000 円)
2. 第 23 条 第 2 項の消防演習の立会をするとき 1,100 円(本体価格 1,000 円)

第 31 条（料金手数料等の軽減又は免除）

会社は公益上その他特別の理由があると認めたとき、この規則によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することが出来る。但し、料金及び手数料は経済的変動による場合は改定する。

- ・ 本文中の料金は消費税込みの料金です。

第 5 章 管 理

第 32 条（給水装置の検査等）

会社は水道管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し水道使用者に対し適当な措置を指示することが出来る。

第 33 条（給水装置の基準違反に対する措置）

会社は給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 4 号に定める基準に適合してないときは、給水申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することがある。

第 34 条（給水の停止）

会社は次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対してその理由の継続する間、給水を停止することが出来る。

1. 水道の使用者が別に定める共益費、第 16 条の水道分担金、第 7 条の修繕費、第 26 条の料金又は第 30 条の手数料を指定期限内に納入しない時。
2. 水道の使用者が正当な理由がなく第 27 条の使用水量の計量又は第 32 条の検査を拒み又はさまたげた時。
3. 給水栓を汚染の恐れのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても尚、これを改めない時。

第 35 条（給水装置の切離し）

会社は次の各号の一に該当するときで、水道の管理上必要があると認めた時は、給水装置を切離すことが出来る。

1. 給水装置所有者が 6 ヶ月以上所在不明で、且つ給水装置の使用者がない時。
2. 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めた時。

附則 この規則の施行日

昭和 44 年 11 月 11 日 施行
昭和 51 年 4 月 1 日 改正
平成 4 年 4 月 1 日 改正
平成 7 年 12 月 1 日 改正
平成 16 年 4 月 1 日 改正
平成 18 年 4 月 1 日 改正
令和 1 年 10 月 1 日 改正
令和 5 年 7 月 25 日 改正

平和観光開発株式会社
平和郷管理株式会社